

議案第72号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入、成年被後見人等の権利の制限等に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員のうち、世田谷区立幼稚園、小学校及び中学校の講師を含む。）

第19条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要する者を除く。）」に改める。

第21条第1項中「これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を「基準日前1箇月以内に退職し」に改める。

第21条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条の4第1項中「これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を「基準日前1箇月以内に退職し」に改める。

第21条の5に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第1条第2項及び第19条（見出しを含む。）の改正規定並びに第21条の5に1項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第21条第1項、第21条の2第2号及び第21条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。